

境港市公共下水道事業固定資産調査及び評価等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

境港市 建設部 下水道課

1 業務概要

(1) 業務名

境港市公共下水道事業固定資産調査及び評価等業務委託

(2) 業務の目的

境港市公共下水道事業において、地方公営企業法を適用するにあたり、当該事業の会計方式を公営企業会計方式へ移行するために固定資産の調査と評価を行い、固定資産管理システムに登録する。

※法適用日 令和5年4月1日

※法適用範囲 一部（財務規定等）

※法適用対象事業 公共下水道事業

(3) 業務内容

別紙「境港市下水道事業固定資産調査及び評価等業務委託仕様書」に定めるとおりとする。

(4) 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(5) 業務規模

51,025,700円以下（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

※年割額については、契約時に別途定める。

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 令和元・2年度境港市測量等業務入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 法人格を有すること。

(3) 過去に、下水道事業固定資産調査に関する業務を受注した実績があること。

(4) 鳥取県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立を含む）がなされている者でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）又は民事再生

法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画許可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。

- (9) 境港市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和62年4月1日施行）に基づく指名停止期間が本業務の公告日から技術審査会までの間に入っていないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (12) その他、市長が不適格と認める者でないこと。
- (13) 配置予定技術者に対する要件は、次のとおりとする。
 - ① 管理技術者
 - ア 技術士〔上下水道部門（下水道）〕の登録を受けていること。
 - イ 平成27年4月1日以降に、終末処理場を有する下水道事業を実施する地方公共団体（人口が3万人以上のものに限る。以下同じ。）が発注した同種業務（下水道事業固定資産調査及び企業会計移行準備並びに下水道資産管理台帳システム整備に関する業務をいう。以下同じ。）を完了した実績を有する者とし、業務全般に渡り技術的管理を行わなければならない。なお、委託業務に類似する業務（以下「類似業務」という。）の実績は、認めない。
 - ウ 鳥取県内に勤務先を有すること。
 - ② 照査技術者
 - ア 技術士〔上下水道部門（下水道）〕の登録を受けていること。
 - イ 同種業務を完了した実績を有すること。なお、類似業務の実績は、認めない。
 - ③ 担当技術者
 - ア 技術士〔上下水道部門（下水道）〕の登録を受けている者又はRCCM（下水道）の資格を有している者で、会計実務経験年数5年以上の者
 - イ 平成27年4月1日以降に、終末処理場を有する下水道事業を実施する地方公共団体が発注した同種業務を担当した実績を有すること。なお、類似業務の実績は、認めない。
 - ウ 鳥取県内に勤務先を有すること。
- (14) 国際規格 ISO9001（品質マネジメントシステム）を取得しており、日本工業規格 JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステムに適合し、個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）を取得している又は、情報セキュリティマネジメントの国際規格である ISO27001 若しくは JISQ27001 の認証を取得している法人であること。

3 プロポーザル参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和3年3月10日（水曜日）午後5時
- (2) 提出場所 境港市建設部下水道課
- (3) 提出方法 持参または郵送（提出期限必着）

(4) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 商業登記簿謄本（発行3カ月以内のもの）
- ③ 定款（写）
- ④ 会社概要（様式2）
- ⑤ 同種業務実績（様式3）
- ⑥ 配置予定技術者の経歴書及び実績書（様式4、5、6）
- ⑦ 業務実施体制表（様式7）
- ⑧ 参考見積書
- ⑨ 返信用84円切手（参加資格通知用。切手を封筒等に入れること。）

4 参加申込みに関する質問の受付及び回答

上記3プロポーザル参加申込みに関する質問及び回答については、下記のとおりとする。

なお、参加申込みに関する事項以外については受け付けない。

- (1) 受付期間 令和3年2月26日（金曜日）から令和3年3月3日（水曜日）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式第8号）にて電子メールにより送付すること。質問書を送付した際には電話にてその旨連絡すること。なお、メール以外での質問は一切受け付けない。

送付先E-mailアドレス gesuidou@city.sakaiminato.lg.jp

- (3) 質問への回答 令和3年3月8日（月）に境港市公式ホームページ上にて、質問者の名称等を伏せた上で、すべての質問事項に対する回答を公開する。

境港市公式ホームページアドレス <https://www.city.sakaiminato.lg.jp/>

5 業務・技術提案書等の提出

上記3プロポーザル参加申込書の提出後、境港市のプロポーザル参加資格審査（書類審査）に合格した者のみ、提出することが出来ることとする。なお、プロポーザル参加資格の可否については別途その旨通知する。

- (1) 提出期限 令和3年3月17日（水曜日）午後5時
- (2) 提出場所 境港市建設部下水道課
- (3) 提出方法 持参または郵送（提出期限必着）
- (4) 提出書類 本プロポーザルに参加する者は、別表に掲げる書類を提出すること。
- (5) 提出内容 別紙仕様書に基づき、次の内容について業務・技術提案を行うこと。
 - ① 本業務に関する基本的な考え方について
 - ② 本業務の実施体制について
 - ③ 本業務のスケジュールについて
 - ④ 資産調査・資産評価について
 - ⑤ 資産管理方法について
 - ⑥ 下水道固定資産管理システムの構築及び運用支援について
 - ⑦ 現在受注している同種の業務実績について

- ⑧ 仕様書第条58条に規定する成果品の様式
- ⑨ その他追加提案等
- ⑩ 参考見積書

(6) 特記事項

- ① 業務・技術提案書の提出時に追加資料の提出を求めることがある。なお、追加資料の提出期限は境港市の指定した日までとする。
- ② 提出された書類は、提出期限までの間、変更することができる。この場合においては、当該書類を一旦持ち帰り、改めて変更された書類を提出期限までに提出すること。
- ③ 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、組織変更等があった場合における委託業務実施体制の変更については、この限りでない。
- ④ 略語や専門用語には注釈をつける等、分かりやすい文章とすること。
- ⑤ 業務提案書の内容は、提案者が責任を持って履行することができる内容とすること。
- ⑥ 別紙仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載すること。この場合において、当該事項に係る経費は、参考見積額に含めること。

6 業務・技術提案書等提出に関する質問の受付及び回答

業務・技術提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 受付期間 令和3年2月26日（金曜日）から令和3年3月3日（月曜日）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式第8号）にて電子メールにより送付すること。質問書を送付した際には電話にてその旨連絡すること。なお、メール以外での質問は一切受け付けない。

送付先E-mail アドレス gesuidou@city.sakaiminato.lg.jp

- (3) 回答 令和3年3月10日（水曜日）に、質問者の名称等については伏せた上で、すべての質問事項に対する回答を応募者全員に電子メールで回答する。

7 プロポーザルの辞退

参加申込者は、本プロポーザルを辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。

8 ヒアリング（技術審査会）の実施

- (1) ヒアリング日程
令和3年3月22日（月曜日）（予定）
詳細は後日通知する。
- (2) ヒアリング出席者
出席者は5名以内とし、本業務における管理技術者及び担当技術者は必ず出席することとする。
- (3) ヒアリング時間
時間は50分以内とし、その配分は次のとおりとする。

(準備：5分、説明：約30分、質疑応答：約10分、片付け：5分)

(4) ヒアリング実施順

ヒアリングは、業務提案書（当該書類を改変した場合にあつては、当該改変後の書類）を受け付けた順に実施する。

(5) 準備物

ホワイトボードは、境港市において準備する。なお、プロジェクター、スクリーン、パソコン等を使用する場合は、持参すること。

(6) その他

ヒアリングにおける説明は、業務提案書に記載した内容に限るものとし、説明資料の追加は、認めない。また、ヒアリングにおける説明は、管理技術者または担当技術者が行うこと。

9 審査

- (1) 提出された業務提案書の内容、参考見積書及びヒアリングにより、境港市職員等で構成するポロポーザル審査委員会において審査し、優先交渉権者及び次点者を特定する。
- (2) なお、参考見積書の額が業務規模を超える場合は、ヒアリングには参加できない。

10 審査結果の通知

審査の結果については、審査終了後、令和3年3月25日（木曜日）までに提案者全員に電子メール及び文書にて通知する。

11 契約の締結

- (1) 契約締結日 令和3年3月30日（予定）

- (2) 契約締結の交渉

審査の結果選定された優先交渉権者と、本業務の仕様の協議及び確認等契約締結のための交渉を行う。ただし、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、次点者と当該交渉を行う。

- ① 優先交渉権者が、審査後に、本要領2に定める提案書提出者の要件を満たさなくなったとき。
- ② 優先交渉権者との間で当該交渉が成立しないとき。
- ③ 優先交渉権者が、契約の締結を辞退したとき。
- ④ ①から③までに掲げる事由以外の事由により、優先交渉権者との間で契約を締結することができなくなったとき。

12 公募開始から契約締結までの日程

1	公募開始（公募要領及び仕様書の公表）	令和3年2月25日	境港市公式ホームページ上
2	公募要領及び仕様書に関する質問受付	令和3年3月3日	電子メールのみ受付
3	公募要領及び仕様書に関する質問に対する回答	令和3年3月8日	境港市公式ホームページ上

4	プロポーザル参加申込締切	令和3年3月10日	持参又は郵送
5	技術・業務提案書の提出締切り	令和3年3月17日	持参又は郵送
6	技術審査会（ヒアリング）	令和3年3月22日	
7	審査結果通知	令和3年3月25日	電子メール及び文書により通知
8	優先交渉権者との契約協議	令和3年3月26日	
9	契約締結	令和3年3月30日	

13 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙仕様書を基本とするが、境港市の判断により、契約締結段階において、優先交渉権者の提案書の内容を追加等変更することがある。

14 その他の留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルには参加できない。
 - ① 必要書類を提出期限までに提出しない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 本件に関して不正又は公正さを欠く行為等があった場合
 - ④ 参考見積額が、51,025,700円を超える場合
- (2) 提出書類の記載内容に関する責任は、提案者が負うものとする。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 参加申込者は、審査の経緯及び結果について異議申し立てを行うことはできない。
- (6) 境港市は、提出された提案書を提案者に無断で二次的に使用しない。

15 問合せ先（事務局）

境港市建設部下水道課（担当：荒岡）

郵便番号 684-8501

住 所 鳥取県境港市上道町3000

電話番号 0859-47-1118

ファクシミリ 0859-44-3001

電子メールアドレス gesuidou@city.sakaiminato.lg.jp

別 表

提出書類	様 式 等	提出部数等
業務提案書 一式	会社概要 (様式2)	(紙媒体) 原本 各1部 写し 各10部 (電子媒体) CD-R 1枚
	同種業務実績書(現在・過去分) (様式3)	
	業務実施体制書 (様式7) ・配置予定の管理技術者、照査技術者、担当技術者を記載のこと。 ・担当技術者は、実施する分担業務ごとに代表技術者を1名ずつ記載のこと。 ・品質管理及び情報保護対策における公的資格を記載のこと。また、記載した資格については証明書(写し)を添付のこと。	
	配置予定技術者の経歴・実績書 (様式4、5、6) ・有資格者は資格者証(写し)を添付のこと。	
	業務・技術提案書(指定様式なし) ・原則A4判20ページ以内。文字サイズは、11ポイント以上とする。 ・両面印刷不可。	
参考見積書	・指定様式なし ・参考見積書(消費税等を含んだ額を記載) ・見積内訳書(上記見積書の内訳)	
その他資料	・仕様書第58条に定める成果品の様式(イメージ) ・提出要請書に対する意見、仕様書(案)等にも示される業務内容に対する代替案等があれば提出のこと。	
返信用 84 円切手	最終審査結果通知用。切手を封筒等に入れること。	

※ 上記書類一式を製本(ホチキス留め不可)して、原本1部、写し10部を提出すること。